

天和三年の古今伝受

——近衛基熙『伝授日記』の作成を中心に——

酒井茂幸

要旨

本稿では延宝八年（一六八〇）から天和三年（一六八三）の後西院から靈元天皇・近衛基熙への古今伝受について、『基熙公記』の別記・陽明文庫蔵『伝授日記』の解説を中心に据えて、流れを整理し、かつそれぞれの場面における様相を御所伝受の通史を視野に収め検討する。

まず、靈元天皇から所望が提起され、後西院が後水尾院に相談し諒解が得られた。続いて「三十首和歌」が詠進され、いよいよ後西院による講釈が、延宝八年五月六日から始まる。一度徳川家綱の薨去のため延宝八年五月一日に講釈が中断し、約三年後の天和三年四月二日に再開される。後西院の講釈は天和三年四月一日に終り、一六日になり切紙伝受、誓状の提出、証明状の下賜と進んだ。切紙伝受の様子は、天正二年（一五七四）の古今伝受以来と同様に、人麻呂の画像を架けその前に設えた白机に三種の神器を置き神事として行われた。ただ、寛文四年（一六六四）の古今伝受以来三種の神器の玉が香箱になっっている。東山御文庫蔵『後西天皇古今伝授御証明状』に拠ると、この四月一六日の靈元天皇への切紙伝受では、後水尾院相伝・宸翰の切紙二・四通と後西院宸翰『伝心抄』の進上が伝受の対象となった。一方、基熙への切紙伝受では後西院宸翰の切紙が伝受されたようであり、陽明文庫に後西院宸翰の切紙が所蔵されている。なお、二二日に小御所において竟宴和歌御会が催されていることも注意される。

一 はじめに

天和三年（一六八三）に後西院から靈元天皇・近衛基熙への古今伝受が成された。近衛基熙の日記『基熙公記』に古今伝受の記事が存することは、早く横井金男によつて指摘されているが、⁽¹⁾以後の研究は御所伝受の延長と言つた視点からの言及が主で、本格的に考察されているとは言ひ難い。興味深いことに、陽明文庫に、近衛基熙が記した、『伝授日記』という『基熙公記』の「別記」に当たる資料が所蔵され、新井栄蔵により影印公刊されている。⁽²⁾

本稿では近衛基熙の『伝授日記』の解説を通じて、延宝八年（一六八〇）から天和三年の古今伝受についてその流れを整理し、かつそれぞれの場面における様相を御所伝受の通史を視野に収め検討する。そして、古今伝受という特殊な状況下で『古今和歌集』とその注釈書はどのように読まれその読書行為は時空を越えてどのように繋がっているかを考察してみたい。

二 延宝八年の古今伝受

古今伝受では、まず伝受を受ける者の所望が提起され、発起を促すことになる。京都大学附属図書館中院文庫蔵『古今伝受日記』⁽³⁾は寛文四年（一六六四）の後水尾院から後西院への古今伝受に記した記録であるが、なぜか本稿で問題としている延宝八年の古今伝受の記事が含まれ、靈元天皇の古今伝受の所望が明らかになる。

延宝八年

二月

廿二日、主上〔靈元天皇〕古今御伝受御所望之事、日野〔弘實〕・予〔中院通茂〕為御使参新院〔後西院〕申入了、可有御相談法皇〔後水尾院〕之由也、

廿八日、参新院、先日之義窺之処、去廿七日御相談法皇之処、御伝受可然之由也、然而遮而非被仰事之間、御延引之由也、参内新院仰之旨言上了、

此後之事注奥

靈元天皇が古今伝受を所望し、そのことを日野弘資・中院通茂が使者となり後西院に申し入れた。院は後水尾院に相談すると言い、後日通茂が参院し後西院に尋ねたところ、後水尾院は伝受すべきとの意向であり、それを宮中の靈元院に伝えた。

古今伝受が実現に向けて動き出すと、三十首和歌の詠進・添削となる。古今伝受における「三十首和歌」は、横井金男・小高道子が指摘するように、慶長五年（一六〇〇）の細川幽斎から智仁親王への伝受、寛永二年（一六二五）の智仁親王から後水尾天皇への伝受から記録が残り、寛文四年の段階に至り古今伝受の一階梯として認識されるようになったことが海野圭介により論じられている。⁽⁵⁾ 延宝八年・天和三年の古今伝受での記録は、陽明文庫蔵・近衛基熙『伝授日記』（以下『伝授日記』と略称）の冒頭である延宝八年五月六日条に見える。

延宝八年

五月

六日甲午天蔭未斜雨下

今日於 禁裏 新院始古今和哥集御講談御 是 主上近日為此道御伝授也、余数年大望之処此度蒙御免令聴聞者

也、先是月先月中旬之比詠三十首和哥略 新院御覽成被○加御詞了、主上尤有三十首御製御製并愚詠并有之（中略）

一今度三十首和哥於主上者被遂嘉躰

法皇 新院御伝授之時所○令詠給之三十首の題を以此度又令詠給、於愚者依 主上新院御気色以他三十首題詠之子

細如何者 法皇 新院 主上其上於予以同題詠之、去御伝授之時必為此三十首之由世人存之歟、然者聊於此道似無○用捨間被改之畢、題云、

早春水 子日 梅薰袖 余寒月 盛花 花隨風 暮春鶯 郭公 五月雨 納涼 七夕 薄似袖 深夜虫 田上
雁 山家月 惜月 紅葉 寒草 水鳥 庭雪深 忍恋 夢中恋 誓恋 歎名恋 恨恋 暁鷄 閑中燈 羈旅

述懷 祝言

靈元天皇は寛文四年の後西院の伝受の時と同じ題で詠み、基熙もその題で読む意向であつたが、紆余曲折があり結局異なる題で読んだ。『古今伝受日記』延宝八年三月・四月条にも詳しい記事が見える。

延宝八年三月

九日、向戸田越前守与日野同道、御伝受之事談了、

此間卅首御沙汰也、左府（近衛基熙）又此度御伝受、仍同被詠之、御製（先年御伝受之時、法皇／新院所被詠之題）、左府（別

題也）

四月

八日、召日野垂相・予、被進三十首於新院御方（中高檀帡卷物也／高サ七八寸計也）、進置退出了、

廿六日、有召新院御对面、先日所進置之三十首御製御添削（別帡横折／被遊之）拜見了、則御詠草被相副被返遣之、持参禁中、左府今日参院詠草被下云々、返参新院御所、御満足之由申入了、退出、御伝受日限之事申入了、

まず前掲の『伝授日記』に「先月中旬之比」とあつたのは正確には三月九日であつたことが分かる。靈元天皇と基熙は別の題で三十首を詠み、靈元天皇は日野弘資・中院通茂を通じて後西院に詠草を提出し、二六日に添削の上返却された。なお、この延宝八年の靈元天皇と基熙の三十首和歌は、国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧蔵『灌頂三十首』（H一六〇〇—一六四〇）に収載されている。靈元天皇詠は清書本で添削書き入れが見えないが、草稿が宮内庁書陵部蔵有栖川宮本『桃葉集』（ふ函一—二）に含まれることが知られている。⁽⁶⁾ 基熙の三十首の歌題が三条西実隆の家集『雪玉集』の組題五十首同様であることが指摘されている。

さて、靈元天皇・基熙への古今伝受に際しての後西院による講釈は、五月六日から始まっている。『基熙公記』延宝八年五月六日条に、

六日甲午、天晴陰未斜雨下、從今日新院於禁裏古今和歌集御講尺有之、近日依可有御伝授也、其儀記別有之、とある。傍線部「其儀記別有之」が『伝授日記』に当たる。講釈は後西院が禁裏に御幸し行つた。『伝授日記』の同日条を次掲する。

今日辰上刻着冠直衣参 内、持参古今集（兼日存今度）新写之、不経幾程 新院御幸 法皇引統御幸、於御三間
暫時御言談有之、次於便宜所被始御講談、日野前大納言弘中院前大納言通兩人於末座聴聞御講談、此兩人先年
新院此道御伝授之時一同從 法皇被授下之、仍所聴聞也、今日春哥上卷六十八首有御講談、其御弁舌誠神妙無比
類者歟、法皇暫時御聴聞、雖然御耳不分明上為御老躰御退屈之間早入御、（下略）

先に寛文四年に後西院より古今伝受を受けている日野弘資と中院通茂が陪席し、後水尾院も御幸・聴聞している。後西院の講釈の弁舌が誠に絶妙で比類無いと賞されている。傍線部にあるとおり、基熙は『古今和歌集』を新写し講釈の場に持参している。陽明文庫の蔵書の中にはこれに該当する伝本は見出し無いが、以下に挙げた陽明文庫蔵・近衛基熙

筆『古今和歌集』の宝永三年（一七〇六）の書写奥書に關連すると思われる記載が存する。

A 此集家々所稱雖說々多且任師說又加了、見為備後学之証本不顧老眼之不堪手自書之

近代僻案之好士以書生之失錯稱有識之秘事、可謂道之魔性、不可用之、但如此用捨只可隨其身之所好不可存、自他之差別志同者可隨之

貞心二年七月廿二日癸亥（藤原定家）戸部尚書藤判

同廿八日読合訖書入落字了、伝于嫡孫（為道）可為将来之証本

B 以家本不違和漢文字仕并行分等連々書写校合畢、但於仮名序初文字者（為道）先人御自筆也、彼強行分等不被守正本之間、雖隨其自春上不違一字至行分以下、落字等皆以如本書之正本、細々披見之条不可然之間、如此黥染筆了、曾不相違家本者也

文保二年四月十三日 羽林（二条為定）中郎將藤判

C 此集以逍遙院内府自筆本後十輪院内府所書也、為証本間可寫置之旨天和年中辱蒙 後西院仰以寫之、但真名并行分等如本書之、於仮名者強而不守本、殊急々令書写之条其跡狼藉至極也、仍不顧老眼不堪再写之、以授与左幕下（近衛家之）只是欲備後代証本而已

宝永三年十二月廿一日 （花押（近衛基熙））

A Bは二条家の証本である貞心二年本によく見られる本奥書である。Cによると、親本は実隆自筆本を中院通村が写したもので、天和年中に証本であるため写し留めるよう後西院の仰せを受けて書写した本があり、これが前掲の『伝授日記』の記事にあった新写本のことと思われる。

題目に掲げた通り天和三年の古今伝受であるにもかかわらず延宝八年から始まっているのは、次に講釈の進行日程

を示したとおり、『伝授日記』により作成、一度延宝八年五月二日に講釈が中断したからである。

- 1 八・五・六 (延宝) 春上
- 2 八・五・七 春下
- 3 八・五・八 夏ノ秋上
- 4 八・五・九 秋上
- 5 八・五・一〇 秋下
- 6 八・五・一一 冬ノ賀
- 7 三・四・二 (天和) 離別ノ羈旅
- 8 三・四・三 恋一
- 9 三・四・四 恋二
- 10 三・四・五 恋三
- 11 三・四・六 恋四
- 12 三・七・七 恋五
- 13 三・七・八 哀傷ノ雑上
- 14 三・七・九 雑下
- 15 三・七・一〇 誹諧・雑躰・短歌・旋頭歌
- 16 三・七・一一 物名
- 17 三・七・一二 仮名序

18 三・七・一三 仮名序

19 三・七・一四 大歌所御歌・墨滅歌・奥書・真名序

この事実とその理由は諸記録から判明するが、次掲の『基熙公記』延宝八年五月一二日条の記事が事態の舞台裏を記し詳しい。

十二日庚子、辰刻参内之処、別番衆千種^{〔有能〕}巫相〔家傳〕（武家／伝奏）、談云、大樹去八日令薨去給之由告来、只今從土田越

前口上書到来、即令披露了云々、驚歎者也、昨日者養子珍重之由心中悦、今日者觀無常、尤天下之重事也、暫之程有召、参御前被仰云、予早参新院今日之御講談可被停之由可言上、次々之事只今在新院御気色之由也、早以伺公言上之処御返事云、尤可被停御講談次々之事能々被計時節静可在御沙汰之由也

徳川家綱の薨去があつたためであることが分かり、これを基熙が重く受け止め後西院に講談停止を進言したのが実相であつた。

三 天和三年の古今伝受・灌頂

後西院の講釈は前掲の進行日程に明らかなどおり、三年後の天和三年四月二日に再開される。そして、『伝授日記』天和三年四月五日条に次のような記事が見える。

五日丁丑天快晴

辰刻参内、新院御幸御講談卷十三、午刻終、其後御言談、其序 院仰云、当流二条家相伝的伝子細并冷泉家相伝

非正風、子細密々被語仰誠感悦不少弥増此道信、未下刻退出廿枚聞書清書、入夜從 院伝心抄〔元院講談幽齋開書〕一冊被許拝借、

畏承之由令申御返事、彼是喜悅不少者也

卷十三・恋三の講釈が終った後、言談があり、当流二条家相伝の嫡伝こそが正統であり「的伝」とは嫡流の嫡の字を当てテキと讀んだことに由来する宛て字である）、冷泉家の相伝は正風ではないと述べたとされている。そして、退出して聞書を清書した。この聞書とは新日本古典文学大系五『古今和歌集』（岩波書店、一九八九）「古今和歌集注釈書目録」に、「143 古今和歌集（注） 後西院。天和三（二六八三）。靈元院への伝授に同聴した近衛基熙の聞書。陽明文庫蔵」とあるのが相当するが、これは陽明文庫では公開閲覧の対象外の資料であり、全丁にわたつての熟覽・複写等は不可の由である。書誌の採取は許可を得たので以下に掲げる。

縦三四・二糎×横二三・八糎。紙釘装二冊。本文共紙の表紙。外題・内題なし。墨付一冊七四丁遊紙なし。二冊八四丁後遊紙一丁。本文料紙は楮紙。江戸前期写。前掲近衛基熙筆『古今和歌集』のA Bの本奥書あり。

『伝授日記』の記事に戻ると、夜になって、基熙が後西院より、三光院（三条西実枝）の講釈を細川幽齋が聞書した『伝心抄』を拝借したとある。この『伝心抄』とは『古今集』の注釈書のことと、「三光院講釈幽齋聞書」と傍注に見える本は、宮内庁書陵部蔵桂宮本「古今伝受資料」として整理され、翻刻も既に備わ⁽⁷⁾る。

宮内庁書陵部蔵桂宮本「古今伝受資料」に関し本稿で今後も出て来るので補足説明すると、慶長五年（二六〇〇）に細川幽齋より古今伝受を受けた智仁親王は、幽齋より授与された古今注や誓状などのものもろの資料を時には新たに書写校合し整備に努めた。それらの資料群は寛永二年の後水尾天皇への伝受の基礎ともなったが、禁裏本のように火災により焼失することもなくあたかもタイムカプセルのように古今伝受の現場を今日に伝えている。興味深いのは、桂宮家代々に伝来したこの「古今伝受資料」は、智仁親王没後はその皇子智忠親王及び後水尾院以後の歴代天皇により勅封されていた事実が、同資料所収「古今伝受箱御封紙」により知られることである。この資料については海野圭介による

整理が存するが、まず『続図書寮典籍解題』（養徳社、一九五〇）解説を掲げる。

幽齋相伝之古今伝受の箱の開閉は、智仁親王の薨去後は勅封によつて厳秘されたものらしく、後水尾、後西、桜町の各天皇、智忠親王等の封紙が伝存する。

後水尾法皇の御封一紙は①「御花押」〈封之〉とあり、その包紙に「法皇御封〈延宝四八／十四切之〉」、後西天皇の御封三紙の内一紙には②「天和三／八十四」（御花押）、「他の一紙には③「天和三〇／十三」（御花押）封之」とあり、その包紙に「寛保三年三月廿一日被開之後西院勅符也」とある。いま一紙④は年次不注、御花押のみ、桜町天皇御封は⑤「太上天皇昭」とある一紙、智忠親王御封は二紙、一は包紙に⑥「天香院殿御封、此箱延宝四八廿五初開之」と、封紙は御花押のみ、他の一紙は包紙に⑦「巳正月廿四日天香院殿御封」とあつて、おなじく御花押のみ。（私に①から⑦の番号を挿入した）

原本に当たり附属資料について補足すると、外包表に墨筆で「古今伝受御封紙七枚 附長持鑰二個」とあり、内包表「古今伝受御封包」とあり、同裏に「後西院様御封三枚／同寛保 一枚／同延宝 一枚／天香院殿御封延宝一枚／天香院御封巳正 月一枚」とある。④は焼破片で「明曆」印が捺されている。また、後西院は天和三年の古今伝受に際して後水尾院の勅封を解いて資料を取り出し、その際に『伝心抄』を拝借したのである。

後西院の講釈は一四日に終り、一六日になり灌頂、具体的には切紙伝受・誓状の提出、証明状の下賜となる。まず、『基熙公記』天和三年四月一六日条に、

十六日戊子、天晴陰、今日和歌灌頂也、未刻許参院、着束帯、頗存嚴儀者也、申斜退出、委細在別記、と見える。委細は「別記」にあるとしているが、これも無論『伝授日記』のことである。以下に『伝授日記』天和三年四月一六日条の全文を掲げる。

十六日戊子天晴、午後陰有雨氣、入夜雨下、

已刻許光久卿時方朝臣光忠朝臣來、又行豊惟広朝臣等來、予着束帶衣袍以下如常、不帶劍、但蒔絵螺鈿劍(近衛尚通)後法成寺(存題)

殿ノ御物、具紺地平緒令人懷中 院今朝御幸、於 禁裏 御伝受成就之後 還御可有御左右旨内々從院被仰下之

間移時未上刻許還幸之由被仰下、即時出門先驅藤原長之 長房朝臣 隨身五人侍童二人番頭十余人計也、參車寄

辺之処前平中納言■出向即可參之由有召、參 御前、広御所也、窮上段東西被掛人麿御影、其前立机一脚白木、

其上有打札呂、其中凹形鏡一面、四房香莖一々、御劍〈平鞆以柄為ノ南刃方在東〉等有之、又左右洗米一盃各土

器御酒一盃各土器人麿影前左方有秉燭被燒香有香莖同天井又殿上被張赤地錦一幅南地妻影前左右有座〈以南為御座茵一枚

上ノ加白布〉予座白布計也、中央有文台(籙細道古物ノウツシ也)予御座定後依御氣色着座、御切紙一々被披

文台ノ上、依仰予一々誂之、次第事終予起座、次於常御所方給三献、此後頂戴神酒洗米等了、退出内々 依仰垂

相同參頂戴神酒洗米、畏入者也、抑今日御伝受無異無事 公私大慶不斜、且又一身喜悅無比類、年來於此道有執

心、是又非一心之儀、後法成寺殿(近衛尚通)從宗祇此道御伝受之後至三藐院殿無斷絕令繼給之処、本源自性院殿不幸而三藐

院殿薨給之間不及御伝受御沙汰、先公猶以無其儀、而先公薨候時家門伝來抄物切紙等被進旧院(後水尾院)之処、万治度

回録之日猶旧院御文庫悉燒失之間然思召之由度、蒙仰平於此道有志者、二条家当流可伝給候由蒙御芳志、仍就彼

是多年稽古此道雖非其道器 旧院崩御之後新院相尋有御恩恵、既今日遇此幸、畏悅之余山海猶有限只感涙而已、

退出之後御切紙等収文庫了、

一今日御座図大概如此(稿者注、図アリ、【図一】に後掲)

一依先規書誓狀献之、有札紙有表裏掟上下

古今集一部之說二条家正嫡流御伝受畏入候、被 仰聞候儀理口伝故実等會以不可有聊爾候、此旨若於令違背者大

日本国神 祖神并天満天神梵釈四王殊和歌両神之冥罰忽基熙身上可罷蒙者也、仍誓状如件

天和三年四月十六日 基熙

前平中納言殿

「抑今日御伝受無異無事」と基熙が一日を回顧するところを境に前半と後半に分かれ、後半は一つ書きにより三分割できよう。前半は切紙伝受の場について主に述べている。上段東西に人麻呂の画像が架けられ、その前に白木の机が置かれ、その机の上には打糺呂があり、その中に円形の鏡・四房香箱・刀があり、左右に洗米・神酒が土器に盛られている。同じく人麻呂影の前左方には香が焼かれ、天井には赤地錦一幅が張られ、人麻呂影の前の左右に座が設えられた。南側を天皇の御座とし、茵一枚上の上に白い布が加えられた。中央に文台があり、基熙は御座が定まってから着座し、その後切紙が一枚一枚文台の上に広げられ、弘資と共に読み上げた。それが終わった後は常御所にて三献をいただき、神酒や洗米も頂戴した。常御所における三献については、本稿末尾近くの『お湯殿の上の日記』のところでも触れる。後半は、近衛尚通が宗祇から古今伝受を受けた後、信尹まで絶えることなく伝受が続いたが、信尋は信尹から伝受を受けないまま没した。尚嗣も伝受のことが無く、尚嗣薨去の折に近衛家伝来の抄物や切紙等は後水尾院にもたらされたが、それらは万治四年の禁裏火災で仙洞御文庫本が悉く焼失してしまった。後水尾院崩御の後に古今伝受の意向を後西院に漏らしていたが、それが実現した、とある。以上、宗祇以来の二条家の流れを汲む御所伝受の正統に復した基熙の感慨はいかばかりか想像に難く無い。切紙伝受の後は伝授者である後西院への誓状の提出となり、後述するとおり、形式・内容とも寛文四年の先例を踏襲したものである。

さて、この切紙伝受は禁裏において神事として行われた。一五日が一日空いているのも精進潔斎して臨む神事の準備のためである。『お湯殿の上の日記』天和三年四月一四日・一五日条に、

十四日、(はるゝ夜ニ／入雨ふる)、御幸、左大臣殿、中院大なこんしこう候、たいこ中納言より江戸御みやし上、いなはたんこのかみより御ちや・御くわしん上、けふより御神事にて手なし、ふくしやさとへかへらるゝ、御きやう水まいる

十五日、はるゝ、御神事入の御きやう水御くしのゆもまいる

とある。神事のため「手なし(月経)」や「ふくしや(服喪者)」が里へ帰り、身を洗い清めるための水が用意された。一五日にはさらに髪を洗う湯がもたらされた。この神事としての古今伝受への対応は基熙も同様であった。『无上法院殿御日記』天和三年四月一日条に、

朔日癸酉、はるゝ、あすより古今の御かうしやくはしまるゆへ、左府こよひ神事也、めてたし／＼と見えることから分かる。

先に『伝授日記』に描かれた切紙伝受の現場について述べたが、人麻呂象を架けその前に白木を設えて鏡や刀を置き、さらに伝授者と被伝授者が文台を介して向かい合わせるに座るという構図は、既に天正二年(一五七四)の三条西実澄(秘)から細川幽斎に伝受した折の記録から見える。以下に宮内庁書陵部蔵桂宮本「古今伝受資料」所収『古今伝受座敷模様』という資料を掲げたが、これは智仁親王の転写を経て現在伝存するものである。

天正二歳在甲戌六月十七日古今集切紙、於勝龍寺城従三条大納言殿、御伝授

座敷者殿主上段、東面人丸像掛(隆信筆、／着色)置机子於正面、香爐洗米神酒備之、手箱仁三種神器在之、張錦於其上置文台、北面亜相御著坐(座仁鋪／布一端)、南面藤孝著座(同鋪布／壹端)、十七日切紙十八通、十八日切紙十通、伝授之功終矣

幽斎伝授之次第、令書写畢

慶長七年八月十四日

（花押）^{（寄七）} 一校畢

宮中に古今伝受が入る前から切紙伝受が人麻呂像と文台、さらに三種の神器による神事として執行されていたことは注目される。伝受の座に据えられた神器が、切紙に記して伝えられた古今伝受の一つ、いわゆる「三木三鳥」の切紙の意図する天皇と臣下の一体の寓意の可視化であり、即位灌頂の形式を踏まえていることなどは、既に三輪正胤・赤瀬信吾によつて指摘されている。^{（9）} これらの先行研究を踏まえ海野圭介は三種の神器を中央にいたただく伝授の座の荘厳は、従来と異なる古今伝受という宮為そのものを支える理念の転換を見ることができるとしている。^{（10）} 当該資料の書写者である智仁親王は、寛永二年（一六二五）に後水尾院に古今伝受を行った時、見事にこの模様を再現した。宮内庁書陵部蔵桂宮本「古今伝受資料」所収『寛永二年禁裏古今講釈次第』に次の通りある。

十四日巳刻 朝雨

巳刻伺公ス、智仁裏袍也。檜扇持也

主上御引直衣也

御会御座之間、上壇講尺（同／間）

とこ東西面二人丸像かくる

前二白机ニ広ふたに御鏡・水精ノ玉・御太刀、左右ニ洗米・土器・神酒、左右ニ土器・御香炉・沈焼・殿上鏡一卷はらる、主上御座御箇もなし、雖為御下如此通仰也

ぬの一端被成御敷、智仁もぬの一端敷、御前ニ葛ノ細道之文台、其上にて切紙始十八通、次六通

申上皆御成就大慶之事也、後 主上智仁御振舞あり、数盃被下退出、無事欣悦珍重之事也

三種の神器が鏡・水晶の玉・太刀と明記されているが、その左右に洗米・神酒・香炉が置かれたことは、前掲『古今伝受

座敷模様」と同様である(なお後掲【図2】参照)。三輪正胤は天正二年と寛永二年の伝受を共に神事としながら前者を切紙伝授期、後者を神道伝授期と分けて考えておられるが、両者は連続するものと捉えて良いと思う。そのように考えないと、『古今伝受座敷模様』がたまたま伝存したわけではなく、智仁親王の書写校合により伝来したことが説明できない。そして、『伝授日記』に描かれた天和三年の切紙伝受では、三種の神器の玉が香箱になっていたことが気付かされる。この点を含め寛文四年の切紙伝受になると、天和三年のそれにより近接しており、天和三年の古今伝受が寛文四年の先例を踏まえたものであることが分かる。寛文四年の切紙伝受は、中院通茂『古今伝受日記』にも見え図のみ【図3】に後掲したが、図は宮内庁書陵部蔵日野本『古今伝授之儀』(B六―四四七)にも描かれている(【図4】に後掲)。本文は次のとおりである。

寛文四(申/辰)五月十二日古今集講談始法皇御所

新院御幸、源大納言通茂卿烏丸丸前大納言資慶卿弘資三人御供祇候、同十六日御講談相済了

同十八日御伝授被進御切紙、同日各三人拝領御伝授之御切紙了(自十六日夜/入神事)

今日十八日辰刻新院御幸、右三人同祇候、於弘御所有此事

弘御所上壇(間之障子/立之)外ニ垂簾

人丸像南面前尔白木机一脚 像之上天井ニ被張錦、机上広蓋赤御鏡御太刀御香箱有之、広蓋之左右尔洗米神酒盛土器被供之、香炉同有之、但不被焼香也

御座東面御茵之上ニ布一端折テ被敷之、西面ニ布一端敷テ有之、着之拝領御切紙承仰了、申刻許 新院還幸各退出了

弘御所に後西院が御幸し中院通茂・烏丸資慶・日野弘資に対して切紙伝受が成された。一六日夜より神事に入ったとあ

る。人麻呂像が南面に置かれ（向きが天和三年寛永二年いずれとも異なる）、その前に白木机一脚が置かれ、人麻呂像の上の天井には錦が張られた。机上には広箱が置かれ鏡・太刀・香箱があつた。その左右の机上には洗米・神酒が土器に盛られ供えられ、香炉もあつたが、香を焼かなかつた。後水尾院の御座は東面に茵の上に布が敷かれた。後西院らはこれに相対して西面に布を敷き着座したようである。この寛文四年の古今伝受の日野弘資の誓状が、宮内庁書陵部蔵日野本『古今伝授誓紙等』（二六五―一―一五）に収載されている。以下に掲げる。

古今集一部之説二条家正嫡流御伝受畏入候、被 仰聞候儀理口伝故実等曾以不可有聊爾候、此旨若於令違背者大日本国神祖神并天満天神梵釈四王殊和歌両神之冥罰忽弘資身上可罷蒙者也、仍誓状如件

寛文四年五月十八日 正二位藤原弘資

一見して『伝授日記』に記載のあつた、天和三年の折の基熙のそれと全く同文であることが諒解されよう。

伝受者の後西院は、証明状を発行している。東山御文庫蔵『後西天皇古今伝授御証明状』（勅封六二―一―二一―一六）であり本文を次掲する。

就道御伝受 旧院御相伝（マツ）震翰之切紙廿四通（於血脉者／加愚判）・伝心鈔四冊（愚筆但外題奥書之／判形等正本透写）為正統支証令進上候、唯授一人之口決面授等不貽秘説一事具令申入訖、当流正嫡無二之子細先度申入趣毛頭無相違候、○此道新繁昌被懸 御心雖一言堅禁漏脱永被秘官庫者、忝 旧院叡慮於愚身大慶不可過之者也

天和三年四月十六日（花押（後西院））

後に述べる通り、翌一七日に靈元天皇が誓状を提出しており、これは後西院が靈元天皇に宛てたものと思われる。この四月一六日の切紙伝受では、後水尾院相伝・宸翰の切紙二四通と後西院宸翰『伝心抄』の進上が伝受の対象となることが分かる。この点については既に海野圭介による解説が存する⁽¹²⁾。以下に引用しよう。

傍線部の「舊院御相傳震翰之切紙廿四通」とは、『古今集相傳之箱入目録』（稿者注、東山御文庫蔵・勅封六一八——一〇——）に『伝心抄』に続いて記される「切紙十八通法皇宸筆 一包 同六通法皇宸筆 一包」を指す。「傳心抄四冊 愚筆但外題奥書の判形等正本之透写」とは、外題と奥書に付された花押は「正本」、則ち幽齋筆本を透写した後西院筆の『伝心抄』といった意で、つまりは上述の後西院宸翰『伝心抄』を指す。後西院宸翰『伝心抄』四冊は、後水尾院宸翰切紙二十四通と共に「正統支證」のためにとといった言を添え、古今伝授に伴い靈元院へと伝領されていたのである。

なお、後西院宸翰『伝心抄』は東山御文庫に伝存する（勅封六一二——二二——三——四）（勅封番号については田代圭一氏のご教示を得た。なお宮内庁書陵部カード未記載でマイクロ未撮影）が、公開されておらず、その点に関する海野のコメントも次に載せておく。

後西院によって書写された『伝心抄』については、『皇室の至宝 東山御文庫御物Ⅰ』（毎日新聞社 平11・4）所収の『伝心集』の図版解説（八寫正治氏・二六九頁）に東山御文庫における現存が確認されている。未だ書影の公開はないものの、全冊に亘って書写を遂げたと考えられる。

そして、寛文四年五月に後西院が幽齋自筆『伝心抄』を書写したことは、東山御文庫蔵『古今伝授御日記』（勅封六一二——一一——）（寛文四年五月一六日・II 一七日・III 一八日条の記事⁽¹³⁾）により確認される。

I 次、中院箱被披法皇御覽、伝心抄且又被取出、可披見之由也、予伝心抄一部書写望之由申入之旨、幽齋自筆本（三光院奥書、式部卿宮所持）被借下了

II 今日、伝心抄書写始之、七枚書之

III 夜入、伝心抄三枚書写了

寛文四年の後水尾院から後西院への古今伝受では、後西院は『伝心抄』を書写したのみであったが、天和三年の後西院から靈元天皇への伝受では後西院宸翰の『伝心抄』そのものの相伝が伝受の対象に加わっているところが大きく異なる。

そして、四月一六日の翌一七日、伝受を受けた靈元天皇は誓状を提出している。以下の東山御文庫蔵「靈元天皇宸筆御誓状案」（『宸翰英華』図三五六）である。

今度就道之灌頂、旧院宸翰切紙并新院宸翰之抄物等付属之被_レ佐_レ之、唯授一人之口決面授等不貽秘説被仰聞之条、殊賜勅書候畢、誠以生前之厚恩、当道之冥加不可過之候、弥以永存親子之志、毛頭不可有疎略候、勅書之趣深切之歎慮以筆舌非所能_レ謝_レ候、仍而八条宮成長之後、此度被伝候奥秘之訓説具可令相伝候条、先度御契約之趣堅不可有相違_レ者也

天和三年四月十七日（花押（靈元院））

今回伝えられた奥秘の訓説を詳らかに相伝することを契約することは相違ないと述べている。その伝える秘説の内容とは、具体的には「旧院宸翰切紙并新院宸翰之抄物等」のことであった。ここで明示されている後水尾院宸翰の切紙とは、前掲東山御文庫蔵『後西天皇古今伝授御証明状』に記載のあった、後水尾院相伝・宸翰の切紙二四通のことであると思われる。後西院宸翰の抄物も同じく先掲の後西院宸翰『伝心抄』のことと思われる。一方、基熙への切紙伝受では後西院宸翰の切紙が伝受されたようである。陽明文庫に後西院宸翰の切紙が所蔵されており、この資料は切紙伝受に際し写されたものと思われる。内容は細川幽齋が相伝した三条西実枝筆『当流切紙』二四通（宮内庁書陵部蔵桂宮本「古今伝受資料」所収¹⁵）によりよく知られている切紙と同様である。一八「血脈」では、左下に後水尾院の後に後西院の花押が新たに書き加えられている。

古今伝受が終了した後は、『伝授日記』にもあつたとおり常御所において酒の三献（三杯）を飲んだことが知られるが、『お湯殿の上の日記』天和三年四月一六日条にも以下のようにある。

十六日、はるゝ、古今御てんしゆにて新院の御かた御幸、御かくもん所にて御てんしゆあそはされ候、其後つねの御所にて初こんまん、二こんかへのこん、三こん二物にて三こんまいる、御はいせん、御手なか御とをり有、新院の御かたへしろかね千両、御なか百は、御ひやうふ一双、三しゆ二かまいる、御使はむろ大納言なり、新院の女中へ白かね三百両、おと衆（まご）へ御なか卅把、山口いきの守へ御なか三はくたさるゝ、本院の御かた、春宮の御かた、ふしみ殿、近衛殿より御たるさかなまいる

そして、後西院への御礼の進物の進上となる。白金千両とあり、次の「御なか」というのが後にも出て来るが、何のことか不明である。続いて御屏風一雙であわせて三種二荷であつた。

天和三年の古今伝受では、二二日に日を改めて小御所において寛宴和歌御会が催されている。『続史愚抄』天和三年四月二二日条を次に掲げる。

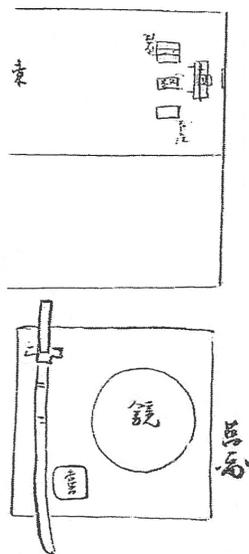
廿二日甲午、有古今集寛宴和歌御会一（再興歟、以二小御／所一為二披講所一、題寄道祝言（左中将雅豊／朝臣出レ之 哥仙親王外公卿関白冬経 已下卅三人参仕、日野新大納言（資廉卿、／或為講頌人数二云）為二人数一（殿上人某已下／十七人詠進二云）、講師左大臣基熙 下読師重条朝臣（宰相／中将）講師左中将雅豊朝臣、講頌東園宰相中将（基量、／発声）、御製読師関白冬経、同講師万里小路中納言淳房 奉行日野中納言資茂、此日新院幸内裏、披講間御簾中云（○和哥記、靈元院／宸記、資茂卿集）

歌会の進行次第には特筆すべき事は無いが、寛宴和歌御会が催されたことは天和三年の古今伝受独自のことである。

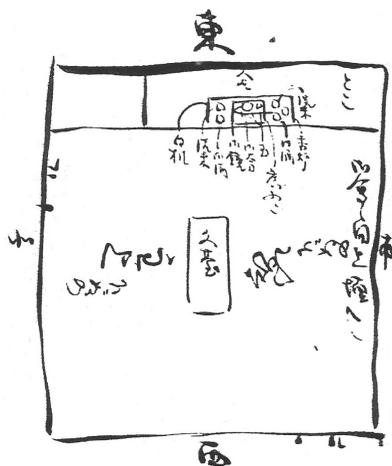
四 おわりに

最後に本稿で述べてきたことをまとめたい。後西院から靈元天皇と近衛基熙への古今伝受は、まず、靈元天皇から所望が提起され、後西院を通じて後水尾院の諒解が得られた。続いて三十首和歌が詠進され、いよいよ後西院による講釈が、延宝八年五月六日から始まっている。一度徳川家綱の薨去があつたため延宝八年五月一日に講釈が中断し三年後の天和三年四月二日に再開されている。後西院の講釈は天和三年四月一日に終り、一六日になり切紙伝受・誓状の提出、証明状の下賜と進んだ。切紙伝受の様子は天正二年の古今伝受以来と同様人麻呂の画像を架けその前に三種の神器を置き神事として行われた。ただ、寛文四年の古今伝受以来三種の神器の玉が香箱になつている。この四月一六日の切紙伝受では、後水尾院相伝・宸翰の切紙二四通と後西院宸翰『伝心抄』の進上が伝受の対象となつたことが分かる。天和三年の後西院から靈元天皇への伝受では竟宴和歌御会が催されていることも特筆される。

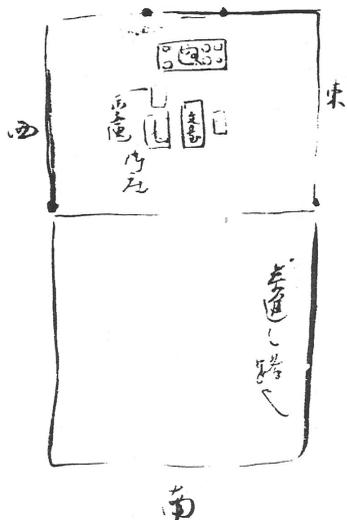
【图1】『伝授日記』



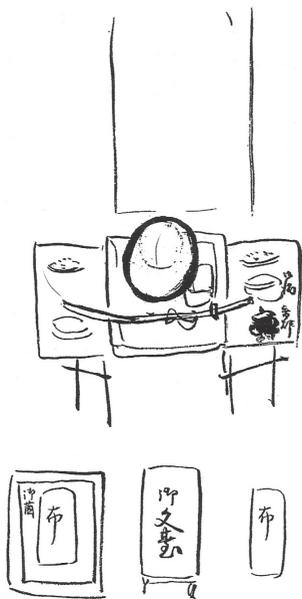
【图2】『寛永二年禁裏古今講釈次第』



【图3】『古今伝授日記』



【图4】『古今伝授之儀』



〔注〕

- (1) 横井金男『古今伝授の史的研究』（臨川書店、一九八二）。
- (2) 新井栄蔵「影印 陽明文庫蔵近衛基熙『伝授日記』」（『叙説』第九号、一九八四・一〇）。
- (3) 海野圭介・尾崎千佳「京都大学附属図書館中院文庫本『古今伝受日記』解題・翻刻（三）」（『上方文藝研究』第四号、二〇〇七・五）の翻刻に拠る。
- (4) 前掲注（1）横井著書、小高道子「細川幽齋の古今伝受」（『国語と国文学』第五七卷八号、一九八〇・八）、同「関ヶ原の戦と古今伝受」（『国語と国文学』第五八卷一、二号、一九八一・一一）、同「御所伝受の成立について―智仁親王から後水尾天皇への古今伝受―」（『近世文芸』第三六号、一九八二・五）、同「御所伝受の背景について―古今伝受後の智仁親王―」（『近世文芸』第三八号、一九八三・五）。
- (5) 海野圭介「後水尾院の古今伝授―寛文四年の伝授を中心に―」（『講座平安文学論究 一五』（『風間書房、二〇〇一））。
- (6) 盛田帝子「御所伝受と詠歌添削の実態」（吉岡眞之・小川剛生編『禁裏本と古典学』（『埴書房、二〇〇九））。
- (7) 伝心抄研究会編『古今和歌集古注釈書集成 伝心抄』（笠間書院、一九九六）。なお、基熙は古今伝受終了後に『伝心抄』を書写していることが陽明文庫蔵本により知られる。以下に書写奥書を掲げる。
 - 第一冊 「天和三五八終写功、同廿独功了」。
 - 第二冊 「天和三年六月七日書功終、同九日独功了」。
 - 第三冊 「天和三年六十一書始之、同廿七終功、同廿八独功了」。
 - 第四冊 「天和三六廿九始之、七月十日終功、十一日独功了」。

高梨素子『古今伝受の周辺』（おうふう、二〇一六）参照。

(8) 海野圭介「確立期の御所伝受と和歌の家―幽齋相伝の典籍・文書類の伝領と禁裏古今伝受資料の作成をめぐる―」（大阪大学古代中世文学研究会編『皇統迭立と文学形成』（和泉書院、二〇〇九））。なお榎筒節男『宮内庁書陵部 書庫涉獵―書写と装訂―』（おうふう、二〇〇六）に図版と解説が掲載される。

(9) 三輪正胤『歌学秘伝の研究』（風間書房、一九九四）、赤瀬信吾『古今伝授の三木伝』（『解釈と鑑賞』第五六卷三号、一九九二・三）。

(10) 海野圭介「細川幽齋と古今伝受」（森正人・鈴木元編『細川幽齋―戦塵の中の学芸』（笠間書院、二〇一〇））。

(11) 前掲注（9）三輪著書。

(12) 海野圭介「東山御文庫蔵『古今集相傳之箱入目録』・同『追加』考―古今伝受後の後西院による目録の作成をめぐる―」（『古代中世文学論考第六卷』（新典社、二〇〇一））。なお、海野は指摘していないが、東山御文庫蔵『後西天皇古今伝授書案』（勅封六二一八―二二二二）に写しが二通収められる。

(13) 海野圭介・尾崎千佳「東山御文庫蔵『古今伝授御日記』『古今集御講義陪聴御日記』解題・翻刻」（『上方文藝研究』第二号、二〇〇四・一〇）の翻刻による。

(14) 新井栄蔵「陽明文庫蔵古今伝授資料」（『国語国文』第四六卷第一号、一九七七・二）に影印が掲載される。

(15) 橋本不美男・新井栄蔵編京都大学国語国文学叢書四十『古今切紙集 宮内庁書陵部蔵』（臨川書店、一九八三）に影印と翻刻並びに解題が備わる。